

遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策

遊興施設及び遊技施設の管理者は、次の1から3の対策を講じるとともに、これらの対策を講じていることを施設に掲示する等の方法により、施設を利用しようとする者に周知するものとする。

【対策1】

都道府県をまたいだ人の移動の発生を抑制するとともに、感染リスクを極力低減するための対策

- 施設を利用しようとする者のうち、県外から移動してきた者には、国が都道府県をまたぐ移動の自粛を全国で求めていることから、その旨を説明すること等により、施設の利用の自粛を呼びかける。
- 発熱、咳、咽頭痛等の症状が見られる者に対しては、感染リスクがあることから、施設の利用の自粛を呼びかける。
- 従業員の体調を管理し、発熱、咳、咽頭痛等の症状が見られる従業員は、休暇を取得させる等により出勤を控えさせる。
また、国外や特定警戒都道府県等の感染拡大地域と往来のあった従業員は、来県・帰県後2週間は自宅等で待機させる。

【対策2】

万一、施設を利用する者及び施設の従業員等に感染者が発生した場合に、感染が拡大することを防止するための対策

- 施設を利用する者の氏名、電話番号その他の連絡先を把握する。
- 施設を利用する者の氏名、電話番号その他の連絡先の把握が困難な場合であって、不特定多数の感染者によるクラスターが発生する懸念があると認められるときは、県による施設名の公表に同意する、又は自主的に施設名を公表し施設を利用した者が自ら保健所やコールセンターへ申し出るよう呼びかける。

【対策3】

「3つの密」の発生を回避するための対策

- 密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」が発生しないよう、施設の構造、規模、利用状況等に応じて、施設の環境整備、来客数の制限等の措置、利用者への協力要請、従業員の感染予防対策その他の適切な対策を講じる。